

## 西会津町フォトジェニックスポットプロモーション業務委託仕様書

### 1 委託業務名

西会津町フォトジェニックスポットプロモーション業務委託

### 2 業務の目的

福島県西部の西会津町は、豊かな自然や歴史文化資源を有し、「日本の田舎、西会津町。」を標榜し農業・観光・移住促進に取り組む、一方で、若年層や国内外における認知度は依然として十分ではない状況にあることから、若年層および台湾からのインバウンド観光客を主なターゲットとして、SNS プロモーションや Instagram フォトコンテストを実施し、西会津町の魅力を広く発信し、合せて、フォロワー獲得のためのノベルティ配布やイベントPRを行う。また、フォトコンテスト入賞作品の撮影地をフォトスポット化し、ウェブサイトと連動した周遊促進を図るほか、台湾向けのデジタル・紙媒体パンフレットを制作し、訪問意欲の向上と誘客拡大につなげることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

### 4 業務内容

#### (1) フォトコンテスト運営業務

受託者は以下の内容を含むフォトコンテストを企画・運営及び機能を実装すること。

##### ① コンテスト企画

###### ・ 応募テーマ

西会津町の魅力を表現した風景、自然、文化、グルメ、人々の暮らし

###### ・ 応募方法

Instagram 投稿、専用 WEB サイト応募フォーム、

###### ・ 募集期間

発注者と協議のうえ決定

##### ② 特設 WEB サイト構築

###### ・ 必須機能（内容）

TOP ページ（事業概要掲載）、募集要項ページ（応募条件・規約）、応募フォーム（作品登録）、作品一覧（応募作品表示）、受賞作品ページ（結果発表）、多言語対応（日本語・英語・繁体字・簡体字）、GoogleMap 連携…（撮影スポット表示）

##### ③ 応募受付機能

###### ・ 取得項目

氏名、ニックネーム、メールアドレス、国籍、作品タイトル、撮影場所、撮影年月日、写真データ、コメント

- ・対応形式 (JPEG/PNG)
- ・アップロード上限 20MB/件

#### ④SNS プロモーション

- ・実施媒体  
Instagram、Facebook、台湾向け SNS 媒体
- ・実施内容  
開催告知、募集促進投稿、受賞発表投稿、広告運用提案

#### ⑤審査運営

- ・審査員構成  
審査員は、日本人 4 名 (町内在住者 2 名、その他 2 名) および台湾人 1 名を含む 5 名以上で構成すること。また、提案金額には、審査員への謝金および町内在住者以外の審査員に係る旅費を含めること。
- ・賞構成  
最優秀賞 1 名、優秀賞 5 名、入賞 10 名

#### ⑥賞品発送

- ・受託者は、上記受賞者に対し下記内容を景品調達、梱包、発送管理を概ね 30 万円以内で行うこと。

### (2) 台湾向け観光パンフレット制作

#### ①制作目的

- ・台湾市場への観光 PR

#### ②仕様

- ・紙媒体  
サイズ (A5)、ページ数 (12 ページ)、カラー (フルカラー)、部数 (500 部)、言語 (繁体字中国語)
- ・上記紙媒体のデジタル版  
言語 (日本語、繁体字中国語)

#### ③掲載内容

- ・西会津町概要、おすすめ観光スポット、モデルコース、アクセス情報、グルメ情報、宿泊情報、QR コードによる WEB 誘導

#### ④監修

- ・西会津町に知見のある台湾人インフルエンサーを起用すること。

### (3) フォトスポット看板整備にかかるデザイン制作

- ・設置箇所 6 箇所分 (受賞作品より選定)
- ・必須とする掲載内容  
写真、解説、QR コード (QR コード連携先: フォトコンテストサイト、GoogleMap、観光案内ページ)

## 5 K P I

- (1) 事業効果測定指標として以下を設定する。
  - ・ Instagram フォロワー数 1,500 人以上
  - ・ フォトコンテスト応募数 100 件以上
  - ・ WEB サイト PV 数 10,000PV 以上
  - ・ 台湾からのアクセス数 全体の 20%以上

## 6 権利関係

- (1) 使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整を行い、インターネット公開に支障がないよう確認し、適切に処理すること。
- (2) 受託者は、本業務を処理するため、委託者から提供された資料等を委託者の許諾なく複写または複製してはならない。
- (3) 本業務の成果にかかる映像及び音声等の全ての著作権は委託者に帰属する。
- (4) 本業務の完了後、委託者は受託者に断りなく、また費用が発生することなく、成果品を業務等に活用できる。
- (5) 成果品の映像及び音声は、委託者及び委託者が認めた団体が作成するホームページや各種広報媒体、その他プロモーション等に随時使用、複製できるものとする。
- (6) 映像、音楽等の著作権、肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。
- (7) 応募作品については応募規約に基づき二次利用権を取得すること。

## 7 成果品の納品

成果品として委託者が指定する場所に納品すること。

- (1) 特設 WEB サイト 1 式、応募作品データ 1 式、台湾向けパンフレットデータ 1 式、パンフレット印刷物 500 部、看板デザイン 1 式、実績報告書 3 部

## 8 その他業務上の留意事項

- (1) 本業務に実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、委託者との協議や打合せ等に出席させるものとする。
- (3) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、委託期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務遂行にあたり必要となる一切の手続及び費用負担は受注者が行うこと。ただし町の関係者や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上決定するものとする。

- (6) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを委託者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。
- (7) 映像や画像の差し替えが必要な場合は、委託者は映像や画像の差し替え等の編集を行えるものとする。
- (8) 受託者は個人情報保護法その他関連法令を遵守し、応募者情報を適切に管理すること。
- (9) 本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、委託者及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。